

特定生産緑地制度に関する説明会

次第

1. 開会
2. 説明
3. 質疑応答
4. 閉会

平成31年3月11日：楠葉生涯学習市民センター

3月13日：津田生涯学習市民センター

3月15日：南部生涯学習市民センター

3月17日：メセナひらかた会館

枚方市

都市整備部

都市計画課

産業文化部

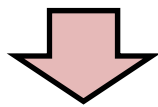
農業振興課

○説明内容

- 生産緑地制度について
- 特定生産緑地制度について
- 申請手続きについて

生産緑地とは

- 市街化区域にある農地等を計画的に保全することで、都市における良好な環境の形成を目的とした都市計画上の制度。
- 現在、枚方市内にある生産緑地について



- 平成4年が当初指定
- 全体の面積は約91ha(平成31年1月時点)
- その内、9割以上が平成4年に指定

生産緑地の指定要件

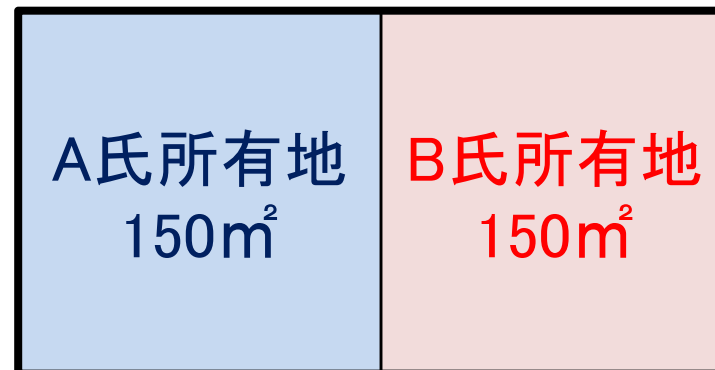
- 1団地の面積が300m²以上。
- 農林漁業など生産活動が営まれていること。
- 所有者等関係権利者全員の指定同意。

生産緑地の面積要件について

○1団地の面積が300m²以上

- 平成30年10月に条例を施行したことにより、面積要件を500m²以上から300m²以上に引き下げ。
- 隣接する複数の土地を合わせて300m²以上で指定可能。

◎1団地の例



合計 300m²

生産緑地に指定されると

生産緑地指定の利点

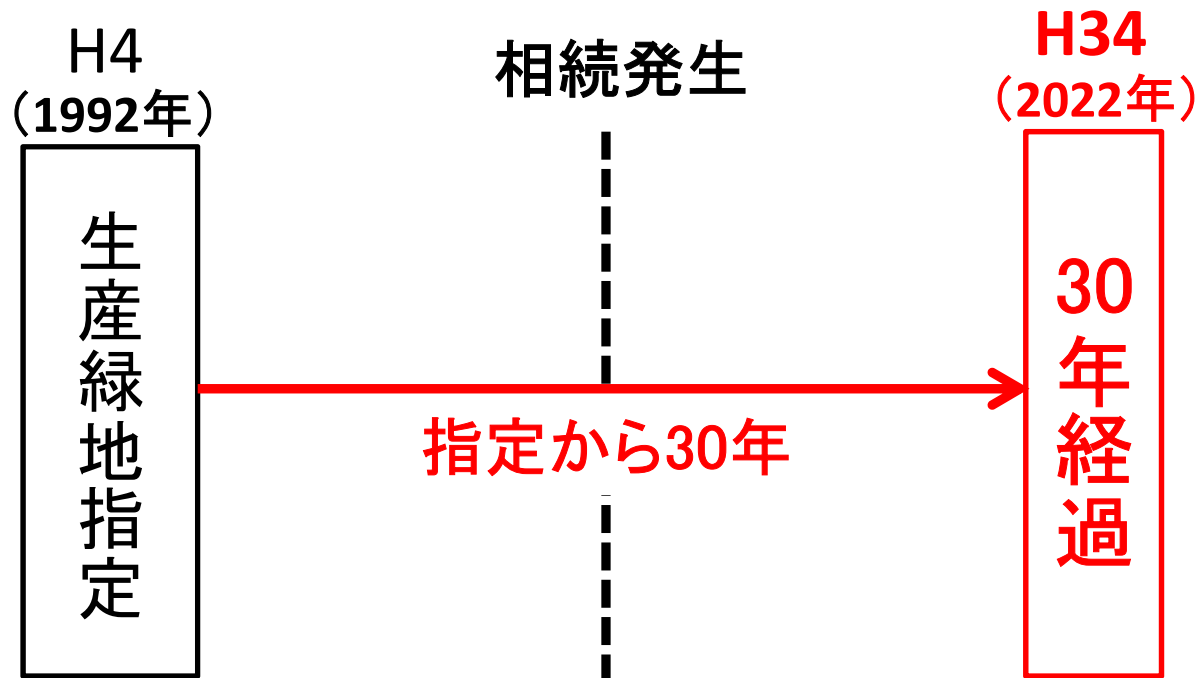
- 市や農業委員会に管理のために必要な助言などを求めることが可能
- 固定資産税が農地評価、農地課税
- 相続税の納税猶予の特例を受けることが可能

生産緑地指定の制限

- 維持・管理の義務が発生
- 建築等の行為制限
(営農に必要な行為は可能な場合あり)
- 以下の要件がなければ買取申出ができない
(解除の手続き)
 - ・指定から**30年**の経過の場合
 - ・主たる従事者の死亡、又は故障により営農が不可能な場合

生産緑地指定から30年経過の考え方

- 生産緑地が指定されてから30年経過する年については、相続が発生しても変わらない。



○説明内容

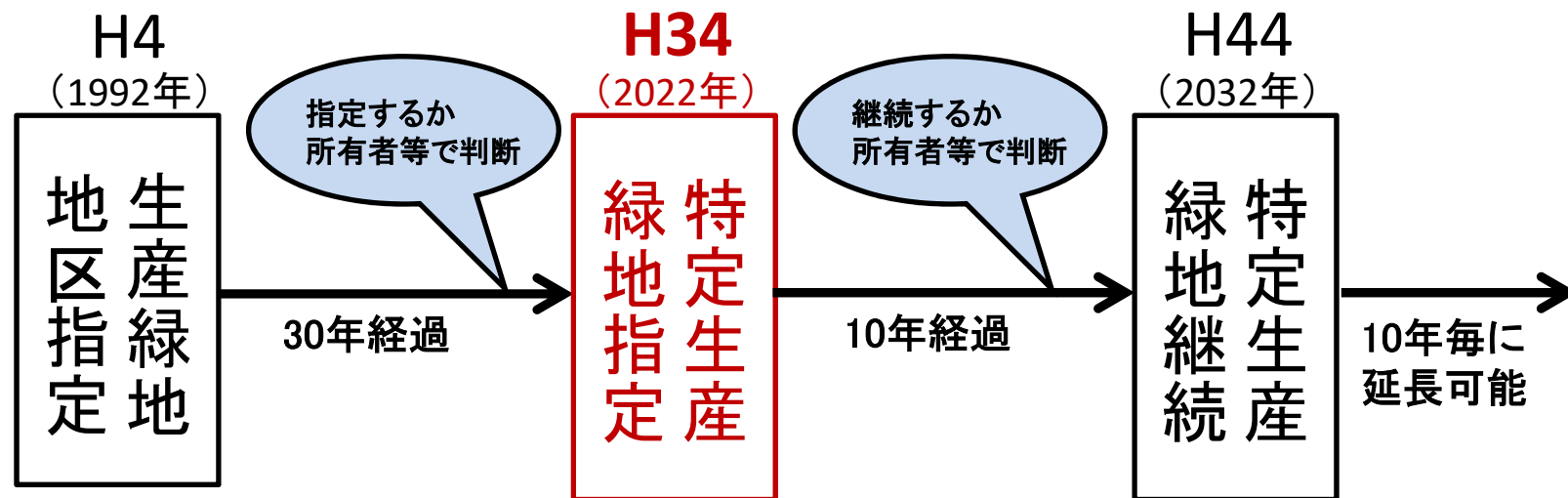
- 生産緑地制度について
- **特定生産緑地制度について**
- 申請手続きについて

特定生産緑地とは

- 指定から30年経過後も生産緑地を続けるにあたり新たに創設された制度。
- 平成4年に指定された生産緑地が、平成34年には指定から30年を迎えることになる。
- 所有者等の同意を得て市が特定生産緑地を指定。
- 生産緑地の指定から30年が経過するまでに特定生産緑地に指定しない場合、それ以降は指定不可。

特定生産緑地の税制度と制限

- 基本的には生産緑地と同様。(P.6参照)
- 特定生産緑地指定から10年経過で買取申出(解除手続き)可能。
- 指定後繰り返し10年の延長が可能。



特定生産緑地に関する税制度と制限

(指定から30年経過後の生産緑地)

区分	特定生産緑地	生産緑地解除	特定生産緑地に指定しない生産緑地
固定資産税	農地評価 農地課税	宅地並み評価 宅地並み課税	宅地並み評価 宅地並み課税 (5年間激変緩和措置あり)
相続税の納税猶予	あり	なし	なし (現世代の納税猶予のみ 終身営農で免除)
建築等の行為制限	あり	なし	あり

○説明内容

- 生産緑地制度について
- 特定生産緑地制度について

- 申請手続きについて

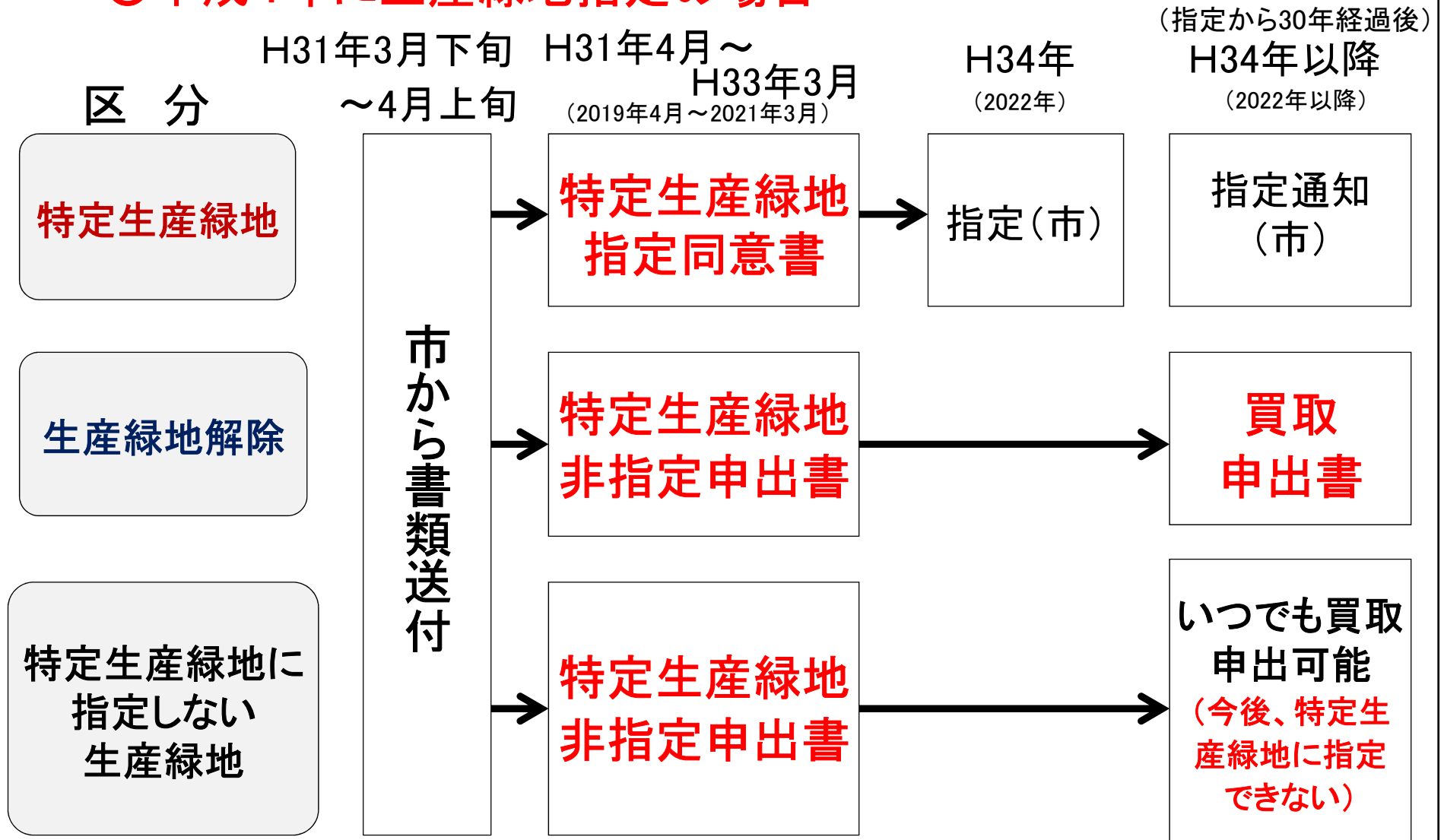
必要書類の送付について

○平成4年に指定の生産緑地の所有者へ

- 平成31年3月下旬～4月上旬頃に市から書類を送付
 - 受付の案内文
 - 特定生産緑地指定同意書(様式)
 - 特定生産緑地非指定申出書(様式)
 - 記入例

手続きの流れと書類の提出時期

○平成4年に生産緑地指定の場合



特定生産緑地に指定する場合に必要な書類

○平成31年4月～33年3月までに提出
(平成4年指定の場合)

区分

特定生産緑地

- ①特定生産緑地指定同意書
(権利者全員の同意・実印、
財務省の抵当権については市で同意を取得)
- ②位置図(1/2,500程度)
- ③印鑑証明書(権利者全員・3ヶ月以内の原本)
- ④登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)

特定生産緑地に指定しない場合に必要な書類

○平成31年4月～33年3月までに提出
(平成4年指定の場合)

- ①特定生産緑地非指定申出書
(権利者全員の同意・認印で可)
- ②位置図(1/2,500程度)

区分

特定生産緑地に
指定しない
生産緑地

生産緑地解除

特定生産緑地に指定しない生産緑地にする場合は、
ここまでで書類提出完了

生産緑地を解除する場合は、指定から
30年経過後、買取申出書を提出

生産緑地解除

平成31年4月以降の書類の受付時期

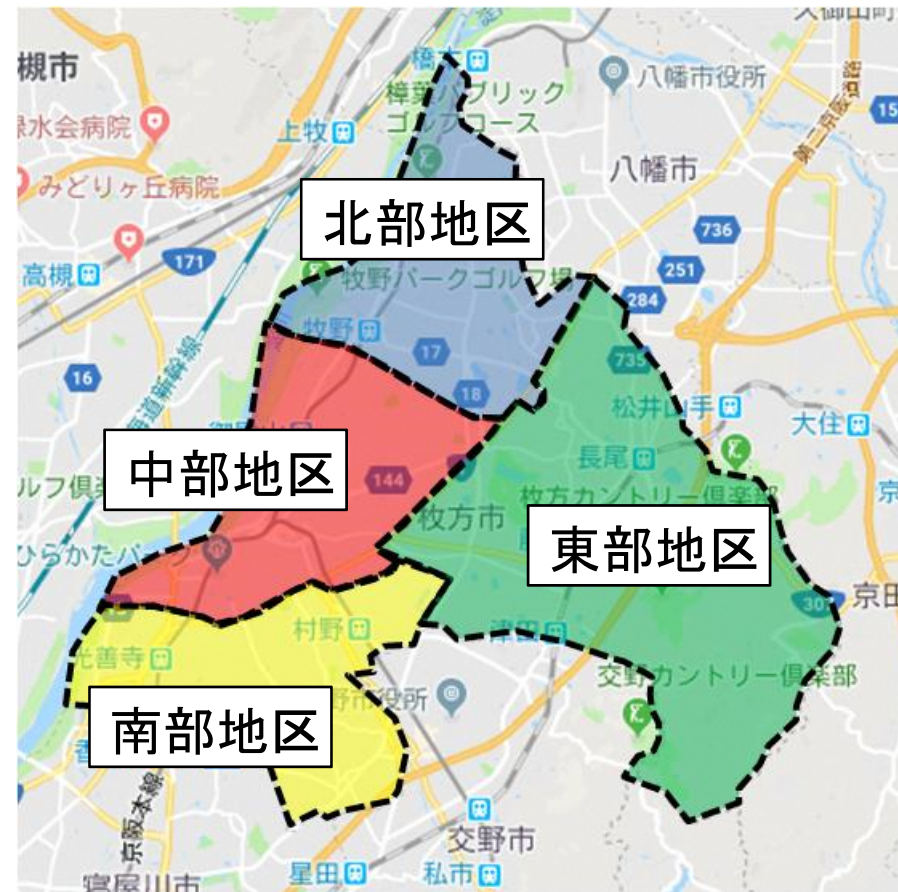
- 書類受付を円滑にするため、4地区に分けて地区ごとに受付時期を設定。

→どの受付時期に該当するかは、郵送でお知らせ。

地区名	書類受付時期 (平成31年)
北部地区	4月、8月
中部地区	5月、9月
南部地区	6月、10月
東部地区	7月、11月

- 平成31年12月から平成33年3月までは全地区受付。

<地区分割図>



必要書類の送付について

○平成5年以降に指定の生産緑地の所有者へ

- 指定から30年が経過する前年度に市から書類を送付

(例)平成6年に生産緑地指定の場合



平成35年(2023年)中に市から書類を送付